



サーバーの各種試験について

平成30年6月7日

一財) 日本文化用品安全試験所

目次

1. 操作力の試験項目
2. 消費電力について
3. 最近の法令化製品

1. 操作力の試験項目

- JD SAガイドラインに該当する構造・パターン及び操作力を測定
- 試験の対象箇所：温水コック
- 判定基準：各試験項目の最低数値が基準を上回ること
 1. 注水操作に必要な力
 2. ボディの緩み
 3. 通常操作以外での注水防止

1. 操作力の試験項目

- 試験項目

1. 注水操作に必要な力

- | | |
|-----------|-----------|
| ① レバーをつまむ | 16 N以上 |
| ② レバーを上げる | 11 N以上 |
| ③ レバーを下げる | 14 N以上 |
| ④ レバーを押す | 22 N以上 |
| ⑤ ボタンを押す | 32 N以上 |
| ⑥ レバーをひねる | 0. 1N・m以上 |

1. 操作力の試験項目

- 試験項目

2. ボディの緩み

- 温水コックボディを回す $0.9\text{N}\cdot\text{m}$ 以下で緩まないこと
(2017年10月10日附属書Bによる)

3. 通常操作以外での注水防止

- レバーの引き上げ
 - レバーの押し下げ
 - レバーの引き下げ
 - レバーをひねる
- 12 N以上
- $0.1\text{N}\cdot\text{m}$ 以上

2. 消費電力について

- ・試験目的

これまで、ウォーターサーバーの消費電力は、各事業者が独自に制定した方法で行われていましたが、JDSAとして共通の測定方法を制定し、消費電力量や電力量料金算出方法を統一しました。

- ・試験概要

供給電力、試験環境温度、湿度、測定機器等の測定条件と測定方法を統一して各事業者間の整合を取りました。

3. 最近の法令化製品

- モバイルバッテリー(リチウムイオン蓄電池)

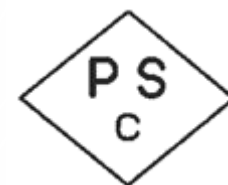


電気用品安全法: 特定電気用品以外の電気製品

- 単電池1個あたりの体積エネルギー密度が、400Wh/L以上が対象
- 平成30年2月1日通達改正日(経過措置期間1年間)

- 使い捨てライター・多目的ライター

消費生活用製品安全法: 特別特定製品



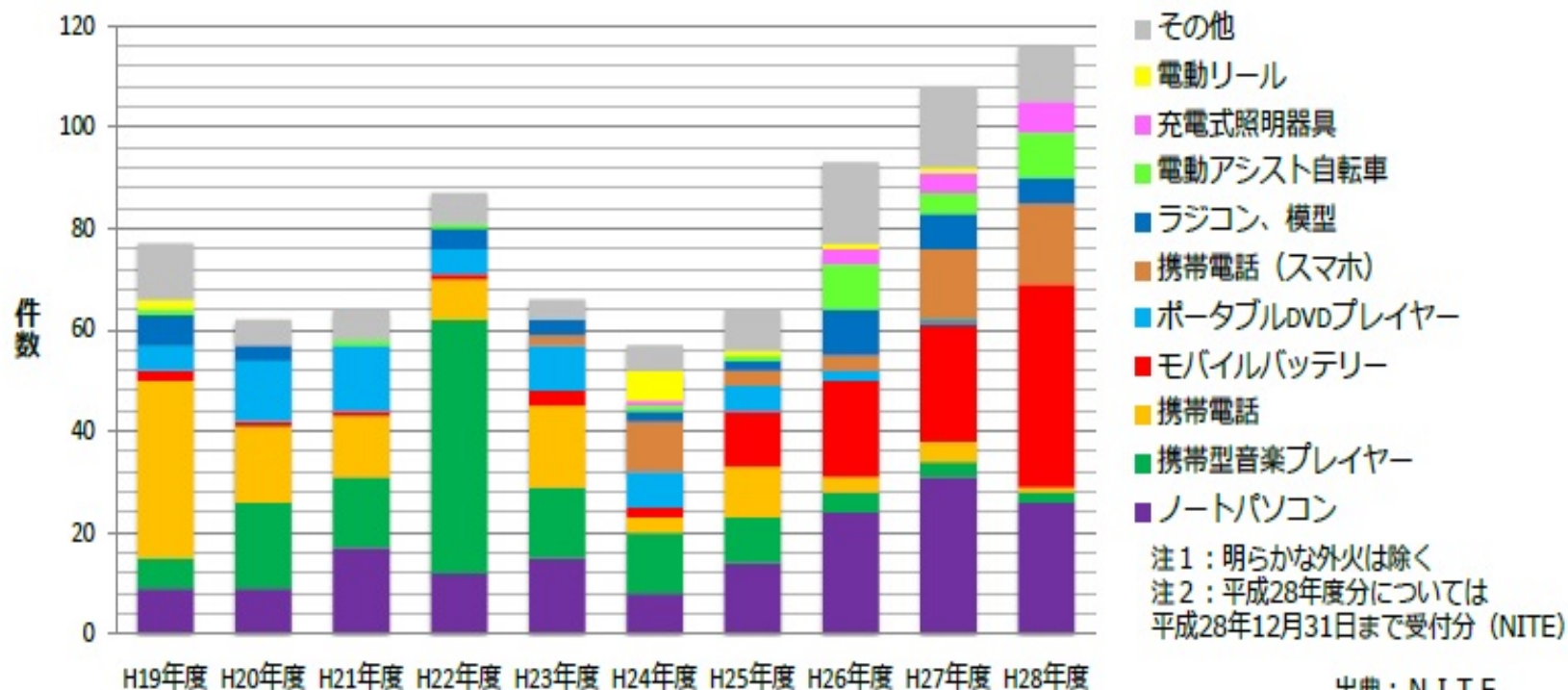
- JIS S 4801「たばこライター安全仕様」
- JIS S 4802「多目的ライター安全仕様」
- JIS S 4803「たばこライター及び多目的ライター—操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様」

3. 最近の法令化製品

(参考) リチウムイオンバッテリーを発火源とする製品事故

- リチウムイオンバッテリーを発火源とする製品事故は平成24年度以降増加傾向にあり、特に近年、いわゆるモバイルバッテリーの事故件数が増加している。

リチウムイオンバッテリーを発火源とする製品事故（非重大製品事故を含む）



3. 最近の法令化製品

重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した12件
(平成29年度 nite 届出案件)

- ・ 扇風機 (パナソニック株式会社)
- ・ 水槽用ウォータークーラー (ジェックス株式会社)
- ・ リチウム電池内蔵充電器 (株式会社ベルソス)
- ・ 浴室暖房乾燥機 (株式会社ノーリツ、株式会社ハーマン)
- ・ ウォーターサーバー (株式会社スイソサム)
- ・ レンジ台 (株式会社ニトリ)
- ・ リチウム電池内蔵充電器 (ジャンプスターター) (嵯峨電機工業株式会社)
- ・ 携帯電話機 (スマートフォン) 用バッテリーパック (株式会社UPQ)
- ・ 充電器 (モバイル機器用) (株式会社ニアバイダイレクトジャパン)
- ・ 映像記録装置 (ドライブレコーダー) (株式会社ユピテル)
- ・ ノートパソコン用バッテリーパック (パナソニック株式会社)
- ・ ノートパソコン用バッテリーパック (富士通株式会社)

ご静聴ありがとうございました！